

社会や地域の課題解決に取り組む事業へ 助成金を交付します

(令和4年度に実施する事業を募集します)

社会や地域の課題の分析・調査等の取り組みや、複数団体が連携・協働して行う課題解決の取り組みに対して、以下の助成メニューにより支援します。

課題調査検証助成	助成上限 50万円	募集件数 6件程度
協働実践助成	助成上限 150万円	募集件数 4件程度
ソーシャルビジネス的手法による 地域づくり促進助成	助成上限 300万円	募集件数 1件程度

○事前相談

申請にあたっては、事前相談の実施が必須となります。事前相談は相談予約票による予約が必要です。

事前相談の相談予約票及び事業申請書等各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(URL)

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r4ppjoseibosyu.html>

○事業申請の〆切

令和4年4月25日（月）まで

※市民協働推進課へ郵送（当日消印有効）または直接持参によりご提出ください。

※直接持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までに限ります。

○お問い合わせ先

仙台市 市民局 市民協働推進課

TEL：022-214-8002 / FAX：022-211-5986 / E-mail：sim004100@city.sendai.jp

所在地：青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎（アーバンネット勾当台ビル）2階

郵送先：〒980-8671 青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市市民協働推進課 あて

※所在地と異なりますが当課へ届きますので、郵送の場合はこちらへ送付ください。

目次

1. 概要.....	2
2. 申請等の流れ・申請方法（共通事項）	3
3. 課題調査検証助成	5
4. 協働実践助成	8
5. ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成	11
6. その他.....	14
7. Q&A	15

▼事前相談の相談予約票及び事業申請書等各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(URL)

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r4ppjoseibosyu.html>

▼新型コロナウイルス感染症予防のための留意事項

(事前相談への参加について)

- ・ 発熱、風邪症状等のある方は参加をお控えください。
- ・ 参加にあたっては、マスクの着用や手指消毒の実施等、感染予防策へのご協力をお願いします。
- ・ 本市における新型コロナウイルス感染症の状況によって、実施方法等を変更する場合があります。

(事業の実施について)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の予防策を適切に講じながら事業を実施してください。

1. 概要

(1) 趣旨・目的

人口減少社会の到来などの社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題は複雑さ・多様さを増しています。その中においても、都市の魅力を高め、持続可能な発展を支えるためには、まちづくりに関わる多様な主体それぞれの取り組みに加え、協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

本助成制度では地域の実情に沿ったまちづくりが進められるよう、地域づくりの各段階に応じた複数の助成メニューを設けることで、多様な主体が連携・協力しながら継続的に課題解決に取り組むまちの実現を目指します。

(2) 助成の種類

以下の3つの助成について、それぞれ対象となる事業を募集します。

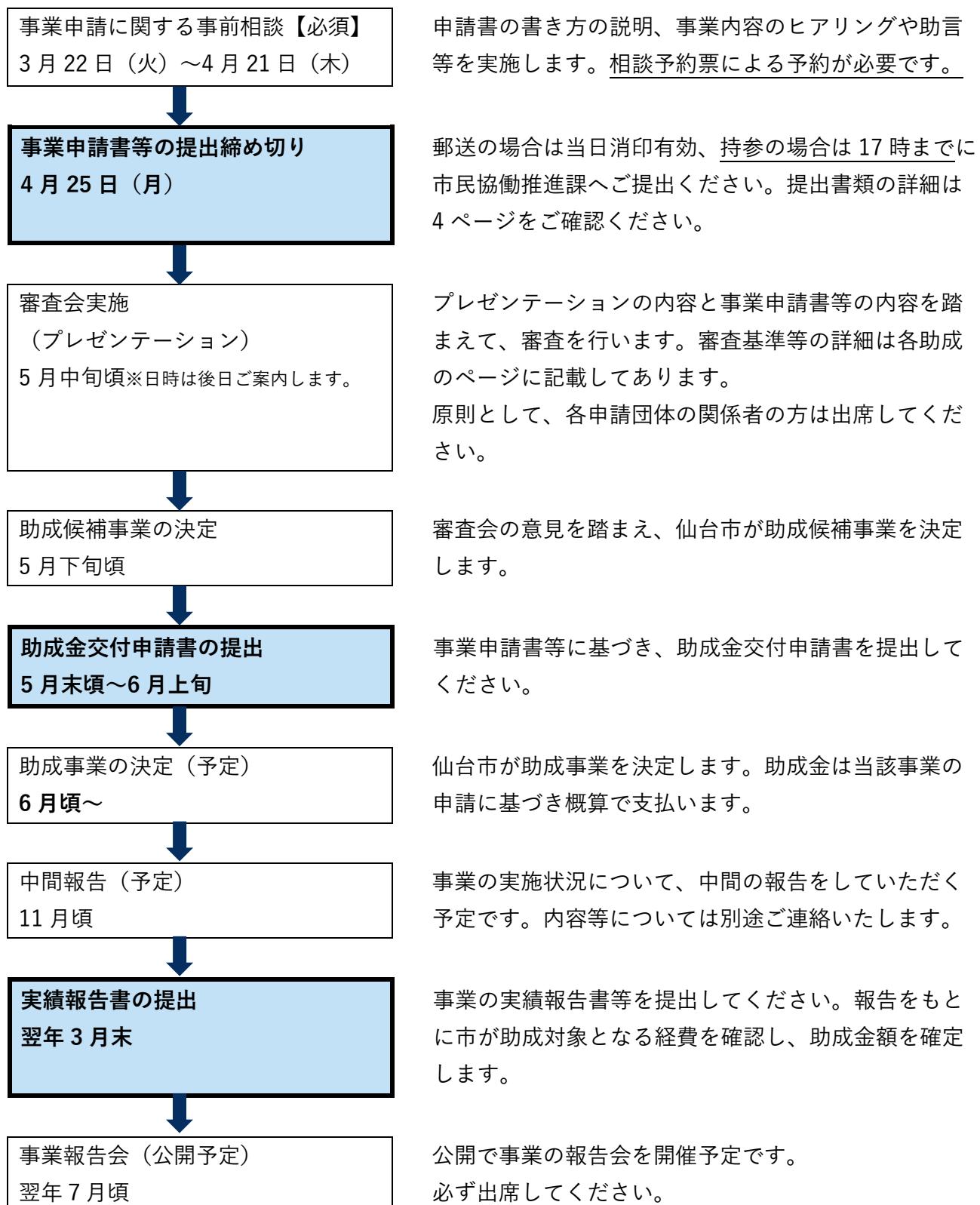
助成の名称	概要	助成額	事業期間
①課題調査検証助成 ※詳細は5ページ～	より効果的で実現性の高い、社会や地域の課題解決の取り組みを創出するため、課題解決の取り組みを始める前の段階の、現状分析や課題整理を行う取り組みへ支援を行います。	上限 50万円	1年度
②協働実践助成 ※詳細は8ページ～	協働のノウハウの定着と持続的な協働のネットワークづくりを図るため、複数の団体が連携・協働して行う社会や地域の課題解決を図る取り組みへ支援を行います。	上限 150万円	1年度 ※新規の場合 最大2年度 (審査あり)
③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成 ※詳細は11ページ～	地域課題解決の取り組みを将来も自立的に継続できる仕組みづくりを促すため、事業者と地域団体が協働し、ソーシャルビジネスなどの民間事業の手法やノウハウを活用して行う取り組みへ支援を行います。	上限 300万円	1年度 ※新規の場合 最大2年度 (審査あり)

<留意事項>

- 同一年度に複数の助成を申請することはできません。（1団体当たり1事業の申請に限ります。）
- 同一のテーマの事業について、「①課題調査検証助成」終了後に、「②協働実践助成」または「③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」を申請することが可能です。
例：R4年度 「①課題調査検証助成」を実施→R5年度 「②協働実践助成」を実施（1年目）→R6年度 「②協働実践助成」を実施（2年目）
- 同一のテーマの事業について、「②協働実践助成」（または「③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」）終了後に、「③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」（または「②協働実践助成」）を申請することはできません。
例：R4年度 「②協働実践助成」を実施（1年目）→R5年度 「②協働実践助成」を実施（2年目）→R6年度に「③ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」を申請することは不可
- 本市が実施する他の助成制度等との併用及び併願はできません。（本市の他の助成制度等への申請も検討されている場合にはご相談ください。）

2. 申請等の流れ・申請方法（共通事項）

（1）事業申請から事業実施までの流れ



※新型コロナウィルス感染症の状況によって、上記の日程や実施形態等を変更する場合があります。

(2) 事業の申請方法

■事業申請書等の提出

事前相談（必須、相談予約票による予約が必要）後、以下の提出書類（①及び②）を締め切りまでに市民協働推進課へご提出ください。

<提出書類>

① 指定の様式があるもの

- 事業申請書（第1号様式）

課題調査検証助成は第1－1号様式、協働実践助成は第1－2号様式、ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成は第1－3号様式を使用してください。

- 団体概要書（第2号様式）

全ての申請団体について提出してください。（各助成共通様式）

- 事業収支予算書（第3号様式）

課題調査検証助成は第3－1号様式、協働実践助成は第3－2号様式、ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成は第3－3号様式を使用してください。

- 市税納付状況確認同意書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書

全ての申請団体について提出してください。（各助成共通様式）

- 誓約書（第5号様式）

全ての申請団体について提出してください。（各助成共通様式）

② 任意様式のもの

※全ての申請団体について提出してください。

- 団体の定款、会則その他これらに類するものの写し

- 団体の役員名簿及び会員名簿

- 団体の前年度活動報告書等これまでの活動状況が分かるもの

- 団体の前年度収支計算書等これまでの収支状況が分かるもの

- 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）

<提出方法>

郵送または市民協働推進課に直接持参

<提出先>

郵送の場合：〒980-8671 青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市市民協働推進課あて
※〆切当日消印有効（所在地と住所が異なりますが当課へ届きます。）

持参の場合：青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎（アーバンネット勾当台ビル）2階
※土・日・祝日を除く9時～17時に限ります。

事前相談の相談予約票及び事業申請書等各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(URL)

<https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r4ppjoseibosyu.html>

3. 課題調査検証助成

(1) 募集する事業

募集する事業は、次の全ての要件を満たす事業です。

- ① 主たる活動が市内で行われるものであること
- ② 社会や地域の課題解決に資する具体的な実践的事業を実施することを前提とした、**社会や地域の課題の現状分析・調査・検証、課題への具体的な対応手法の検討等を行うもの**であること
- ③ 事業計画及び予算の見積もりが明確であること

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

募集する事業のイメージ（例）

- 空き店舗を活用した地域住民の交流拠点づくりのための、ワークショップの開催及び運営計画の作成と試行的イベントの実施（商店街振興組合）
- 就学前親子の居場所づくりのための、ヒアリングやアンケートによる調査の実施及び運営計画の検討・作成（子育て支援活動系NPO）
- 地域住民の防災意識向上のための、アンケート調査による現状把握やワークショップの実施等による意識向上策の検討（町内会）

(2) 事業期間

助成事業として仙台市が決定した日から令和5年3月31日までです。

(3) 対象団体

NPO、町内会、企業などの「団体」であって、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1団体での申請可)

- ① 市内に活動場所を有すること。
- ② 5名以上で構成される組織であること。
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- ④ 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- ⑤ 1年以上継続して活動していること。
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納がないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(4) 事業費の助成

■助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、**50万円**を上限として市の予算の範囲内において助成します。助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。（民間の助成金等を事業費に組み込む場合は、当事業の助成金より優先して事業費に充ててください。）

■助成対象経費

対象経費費目	例	助成率
人件費	事業実施にあたり直接的に要する人件費	10分の9
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など	
旅費	外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費など	
消耗品費	文房具、コピー用紙など	
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など	
通信運搬費	切手代や宅配料など	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など	

■対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他申請事業に直接関わらない経費は対象となりません。

(5) 決定方法

有識者等による「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業審査会」を経て、仙台市が助成事業を決定します。審査は、書類審査（資格要件審査）とプレゼンテーション審査です。

※応募多数の場合は、書類審査による一次選考を実施する場合があります。

■事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

審査項目	審査の視点
現状把握	社会や地域の現状把握と事業目的の設定が明確になされているか
事業内容・効果	事業内容は事業目的を達成するために適切なものであるか 事業内容は社会や地域の課題解決につながると考えられるものか
実現性・計画性	具体的かつ実現可能な計画であるか 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	助成期間終了後、本助成事業の実施によって得られた結果や知見を反映し、社会や地域の課題解決のための具体的な実践的事業を行う展望があるか

■予定事業数

市の予算の範囲内で6事業程度を決定します。

■その他

事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。

4. 協働実践助成

(1) 募集する事業

募集する事業は、次の全ての要件を満たす事業です。

- ① 主たる活動が市内で行われるもので、社会や地域の課題解決に資するものであること
- ② **2団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるものであること**
- ③ 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であること
- ④ 事業計画及び予算の見積もりが明確であること

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

募集する事業のイメージ（例）

- 野菜の栽培から配布までの活動を通じた、地域住民による見守りと多世代交流の取り組み
(連合町内会×地区社会福祉協議会×大学)
- 学校への行きにくさを感じ、周囲の理解と支援を必要とする子どものための居場所づくり活動
(相談支援活動 NPO×子育て世代向け交流イベント活動 NPO)
- 地域一体となった防災活動と将来世代への防災意識啓発活動
(防災啓発活動 NPO×町内会×子ども会)

(2) 事業期間

助成事業として仙台市が決定した日から令和5年3月31日までです。

ただし、新規事業は翌年度一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の申請をいただき、審査を受ける必要があります。

(3) 対象団体

NPO、町内会、企業などの「団体」であって、次の全ての要件を満たすことが必要です。(2 団体以上での申請が必要です。各団体について次の要件を満たす必要があります。)

- ① 市内に活動場所を有すること。
- ② 5名以上で構成される組織であること。
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- ④ 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- ⑤ 1年以上継続して活動していること。
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納がないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(4) 事業費の助成

■助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、150万円を上限として市の予算の範囲内において助成します。助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。（民間の助成金等を事業費に組み込む場合は、当事業の助成金より優先して事業費に充ててください。）

■助成対象経費

対象経費費目	例	助成率
人件費	事業実施にあたり直接的に要する人件費	10分の9
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など	
旅費	外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費など	
消耗品費	文房具、コピー用紙など	
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など	
通信運搬費	切手代や宅配料など	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など	

■対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他申請事業に直接関わらない経費は対象となりません。

(5) 決定方法

有識者等による「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業審査会」を経て、仙台市が助成事業を決定します。審査は、書類審査（資格要件審査）とプレゼンテーション審査です。

※応募多数の場合は、書類審査による一次選考を実施する場合があります。

■事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

審査項目	審査の視点
課題把握	的確に課題を把握し、社会や地域の課題解決のための事業目的が明確に設定されているか
協働の必要性	2団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか 団体間の役割分担や連携内容が妥当であるか
事業効果	事業内容は社会や地域の課題解決に十分寄与するものであるか
実現性・計画性	具体的かつ実現可能な計画であるか 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	本助成事業をきっかけとして協働のネットワークが広がり、助成期間終了後も社会や地域の課題解決に寄与する取り組みが行われることが期待されるものであるか

■予定事業数

市の予算の範囲内で4事業程度を決定します。

■その他

事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。

5. ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成

(1) 募集する事業

募集する事業は、事業者と地域団体が協働で実施する事業で、次の全ての要件を満たすものです。

- ① 主たる活動が地域（この助成における「地域」とは、概ね市内の小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内とします。）で行われるものであること
- ② 2団体以上が協働により実施することで、具体的な効果や成果が期待できるものであること
- ③ 団体間の役割分担や連携内容が明確かつ妥当であること
- ④ 事業計画及び予算の見積もりが明確であること
- ⑤ 自立的・継続的な事業展開を前提とした、地域の課題解決を目的とする事業であること

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 宗教活動、政治活動、営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 本市が実施する他の助成制度による助成を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度による助成を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

募集する事業のイメージ（例）

- 子育て中のママのためのチャレンジショップと地域交流カフェの運営
(子育て支援活動 NPO×地区社会福祉協議会)
- 遊休農地の市民農園としての利活用と交流拠点の整備及び自主運営実証事業
(建設会社×町内会)
- 新しい生活様式に対応した地域の情報発信や賑わいづくりの取り組み
(まちづくり会社×商店街振興組合)
- ジビエ加工・流通のトライ事業による有害鳥獣対策の取り組み
(飲食店×加工業者×町内会)

(2) 事業期間

助成事業として仙台市が決定した日から令和5年3月31日までです。

ただし、新規事業は翌年度一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の申請をいただき、審査を受ける必要があります。

(3) 対象団体

NPO、町内会、企業などの「団体」であって、次の全ての要件を満たすことが必要です。（事業者

※₁と地域団体※₂による2団体以上の申請が必要です。各団体について次の要件を満たす必要があります。）

- ① 市内に活動場所を有すること。
- ② 5名以上で構成される組織であること。
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- ④ 予算管理及び決算報告を適正に行っていること。
- ⑤ 1年以上継続して活動していること。
- ⑥ 助成事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的に開催していること。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- ⑩ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市において市税の滞納がないこと。
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

※1：この助成における「事業者」とは、上記の要件に加えて「事業収入を継続的に得ている団体」とします。

※2：この助成における「地域団体」とは、上記の要件に加えて次の要件を満たす団体とします。

- 地域内（地域は市内の概ね小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内とします。）を主たる活動場所としていること
- 地域に関わる多様な主体（=住民等）のために活動していること
- 本助成事業で実施する内容を住民等へ周知するためのネットワーク及び住民等との信頼関係を有していること

(4) 事業費の助成

■助成金額

事業の実施に必要な経費のうち、以下の助成対象経費に対し、300万円を上限として市の予算の範

囲内において助成します。助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。（民間の助成金等を事業費に組み込む場合は、当事業の助成金より優先して事業費に充ててください。）

■助成対象経費

対象経費費目	例	助成率
人件費	事業実施にあたり直接的に要する人件費	10分の9
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など	
旅費	外部の講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費など	
消耗品費	文房具、コピー用紙など (購入単価が2万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の物品は、消耗品費の対象となります。)	
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など	
通信運搬費	切手代や宅配料など	
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など	
施設等の整備費※	事業実施に必要な施設等の改修費など	
設備備品購入費※	購入単価が2万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の物品の購入費	

※「施設等の整備費」及び「設備備品購入費」に係る助成金の額を合算した額は、助成金の総額の2分の1以内とします。また、経費の支出が当該事業の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施のために真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限るものとします。

■対象とならない経費

事業と直接関係のない団体の管理・運営に関する人件費、団体内部の打ち合わせでの飲食費、被服費、その他申請事業に直接関わらない経費は対象となりません。

(5) 決定方法

有識者等による「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業審査会」を経て、仙台市が助成事業を決定します。審査は、書類審査（資格要件審査）とプレゼンテーション審査です。

※応募多数の場合は、書類審査による一次選考を実施する場合があります。

■事業審査基準

下記の基準で審査を行います。

審査項目	審査の視点
課題把握	的確に課題を把握し、地域課題の解決のための事業目的が明確に設定されているか
協働の必要性	2団体以上が協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか 団体間の役割分担や連携内容が妥当であるか
事業効果	事業内容は地域課題の解決に十分寄与するものであるか
実現性・計画性	具体的かつ実現可能な計画であるか 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	助成終了後も自立して継続していくための仕組みの構築が期待できる事業内容であるか

■予定事業数

市の予算の範囲内で1事業程度を決定します。

■その他

事業の決定にあたっては、条件を付す場合があります。

6. その他

(1) 実績報告書の提出及び助成金の精算

助成金は概算で支払い、事業終了後に以下の書類を提出していただきます。提出された書類をもとに事業費及び助成金額を確定します。概算払いにより交付した金額が、確定した助成金の額を超えるときは、その超える部分について指定する期日までに仙台市へ返還いただきます。

<提出書類>

- ① 実績報告書（第12号様式）
- ② 事業実施報告書（任意様式）
- ③ 収支決算書（任意様式）
- ④ 助成対象経費支出内訳書（任意様式）
- ⑤ 助成対象経費支出に係る領収書の写し
- ⑥ 民間の助成金等を活用している場合は、決定通知などの助成金額が分かる書類の写し
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(2) 実施報告会の開催

令和5年7月頃に、令和4年度事業の実施報告会を開催する予定です。1年間の事業の実施報告をしていただき、報告に基づいて審査会が講評を行います。（必ず出席してください。）

7. Q&A

Q1	同一団体が複数の事業申請を行うことは可能か。
A1	事業の実現性などの点から 1 団体 1 事業までとなります。また、例えば「課題調査検証助成」と「協働実践助成」の両方を申請するなど、2 つ以上の助成を併願して申請することもできません。
Q2	他の支援制度との併用は可能か。
A2	国や県、民間の支援制度との併用は可能です（ただし、支援制度によっては交付条件等で制約のある場合がありますのでご確認ください）。一方、本市が実施する他の助成制度等との併用及び併願はできません。なお、本市が実施する他の支援制度の適用が望ましい事業は、当該支援制度の活用を優先して検討いただく場合がありますのでご了承ください。
Q3	「原則として、1 年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として 3 年活動した後、NPO 法人となり、法人設立から 1 年未満である。要件を満たしているか。
A3	法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が 1 年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に 1 年以上活動されている実績が確認できる書類を提出してください。
Q4	個人での事業申請はできないのか。
A4	制度の趣旨や事業の実現性などの観点から、個人による申請は対象外としております。
Q5	事業期間は交付決定後（概ね 5 月下旬以降）とのことだが、その準備経費として 4 月から 5 月中旬頃に支出したものは助成対象経費として計上することができるか。
A5	できません。支出経費は事業期間内（助成金の交付決定～令和 5 年 3 月 31 日まで）に実施・支払いが行われるものに限ります。
Q6	○○地域における子供の居場所に関するニーズ調査を実施したいと考えているが、その後の活用方法については未定である。課題調査検証助成を使うことができるか。
A6	調査結果等を活用して具体的な課題解決の取り組みを行うことが前提となります。この場合、例えば居場所の運営を試行的に実施する計画があることが前提となりますので、活用方法が未定の場合は助成の対象となりません。
Q7	「課題調査検証助成」と「協働実践助成」（「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」）を連続して使うことができるとのことだが、必ず「課題調査検証助成」から始めないといけないのか。
A7	「課題調査検証助成」を使わずに、「協働実践助成」（「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」）から使うことができます。（ただし、この場合は募集要項に記載のとおり、新規の場合は審査により最大 2 年までの実施となります。）

7. Q&A

Q8	「課題調査検証助成」の申請を考えているが、助成終了後は必ず「協働実践助成」を使わなければいけないのか。
A8	必ずしも「協働実践助成」を使う必要はありません。助成を使わずに申請団体の自己資金で取り組むことや、本市の他の支援制度や民間の助成金を使って取り組みを続けることも考えられます。
Q9	「協働実践助成」での申請を考えているが、異なる属性同士の協働が必要か。例えば NPO と NPO の協働の場合は対象外か。
A9	強みや専門分野が異なり、相応の役割をもって互いを補い合える取り組みであれば、ご質問の例のような同じ属性同士の協働でもかまいません。
Q10	「協働実践助成」または「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」での申請を考えているが、協働する団体数は2団体より多くなってもよいか。
A10	2団体以上であれば可能です。（例えば3団体、4団体での申請も可能です。）ただし、各団体が対象要件を満たす必要があります。
Q11	同一事業で、「協働実践助成」と「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」を連続して使うことはできるか。
A11	できません。
Q12	「事業者」とは企業だけを指すのか。例えば NPO 法人や社会福祉法人などは事業者となるのか。
A12	「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」における、「事業者」とは対象団体としての要件を満たす団体であって、かつ事業収入を継続的に得ている団体をいいます。これらの要件を満たす団体であれば、団体の形態は問わず、NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人や任意団体も対象となります。一方で、法人格を持つ団体であったとしても、これらの要件を満たさない場合は、この助成においては「事業者」とみなしません。
Q13	○○地域で活動している NPO 法人であるが、企業と一緒に○○地域の課題解決に取り組むべく、「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」を申請したいと考えている。NPO 法人であっても○○地域を拠点に活動しているため、「地域団体」とみなすことができるか。
A13	「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」における「地域団体」とは、対象団体としての要件を満たす団体であって、次の要件を満たす団体をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・地域内を主たる活動場所としていること・地域に関わる多様な主体（=住民等）のために活動していること・実施する内容を住民等へ周知するためのネットワーク及び住民等との信頼関係を有していること これらの要件を満たすのであれば、町内会等だけでなく、幅広く「地域団体」とみなします。よって、NPO 法人であっても地域団体とみなすことは可能です。

7. Q&A

Q14	企業と町内会の組み合わせで申請しようと考えているが、必ず「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」に申請しなければいけないのか。
A14	申請事業の内容等によって、課題調査検証助成や協働実践助成に申請することも可能です。各助成によって、対象事業の要件や助成金額、助成対象経費等に違いがありますので、適切な助成を選び申請してください。（判断に迷うようでしたらご相談ください。）ただし、複数の助成を併願することはできませんのでご了承ください。
Q15	募集要項の随所に「地域」の記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているのか。
A15	「課題調査検証助成」または「協働実践助成」においては、仙台市内であれば実施する事業にあわせて設定いただいてかまいません。（例えば、仙台市全域を対象とする事業であれば地域＝仙台市内となりますし、概ね〇〇町内会の範囲内を対象とする事業であれば、地域＝〇〇町内会の範囲となります。） ただし、「ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成」においては、「地域」を「概ね市内の小・中学校区内または地区連合町内会の範囲内」としています。よって、例えば仙台市全域や青葉区全域を対象とするような事業は対象としていません。

参考資料（3つの助成の主な違い）※詳細は本募集要項の記載内容をご確認ください。

	課題調査検証助成	協働実践助成	ソーシャルビジネス的手法による地域づくり促進助成
概要	課題解決の取り組みを始める前の段階への助成	複数の団体が協働して行う課題解決の取り組みへの助成	事業者と地域団体が協働し民間事業の手法等を活用して行う取り組みへの助成
助成額	上限 50 万円	上限 150 万円	上限 300 万円
助成率・対象経費	事業に直接必要な経費に対して 9 割の助成	事業に直接必要な経費に対して 9 割の助成	事業に直接必要な経費（施設整備費・備品購入費も対象）に対して 9 割の助成（一部を除く）
事業期間	1 年度 ※新規の場合、審査により最大 2 年度	1 年度 ※新規の場合、審査により最大 2 年度	1 年度 ※新規の場合、審査により最大 2 年度
対象となる団体	要件を満たす団体であれば幅広く対象 (例：町内会、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、企業、その他任意団体)		
申請団体の組み合わせ	1 団体のみで申請可	2 団体以上での申請が必要 (団体の組み合わせは自由)	事業者と地域団体での申請が必要
事業を行うフィールド	市内全域～単位町内会レベルの小さな範囲まで幅広く対象	市内全域～単位町内会レベルの小さな範囲まで幅広く対象	概ね小・中学校区または連合町内会の範囲内が対象 (市内全域、区内全域で行われるような事業は対象としない)